

学校給食における食物アレルギー対応について

大阪市の学校給食における食物アレルギー対応は次のとおりです。

食物アレルギーの対応決定について

医師の診断による学校生活管理指導表、保護者からの申請書等をもとに、食物アレルギー個別対応検討会議を開催し、対応内容を決定します。安全を第一に対応を決定しますので、学校生活管理指導表や申請書等に記載されているとおりの対応ができないことがありますのでご了承ください。

食物アレルギーの申請について

学校に申し出て必要な書類をもらってください。また、アレルギー対応には正確な情報が必要なため、別紙「学校における食物アレルギー対応の基本的な考え方について」をご確認のうえ申請してください。

書類名	内容	備考
学校生活管理指導表	アレルギー疾患に関する情報（主治医が作成する）	毎年提出
食物アレルギー調査書	児童・生徒の基本情報、緊急時対応等	初回申請時に記入 進級時は内容を確認
食物アレルギー申請書	食べられない食品の詳細、給食で希望する対応等	毎年提出

学校給食での対応について

学校給食での食物アレルギー対応内容は次のとおりです。

除去食の提供	最終調理段階で、卵（鶏卵・うずら卵）を加える前に取り分けて提供する。対象となる献立は、献立表に「除去食」と記載のある献立のみ。	
牛乳停止	牛乳の飲用を停止する	左の全てを停止（全ての給食を停止）する場合、全ての給食に対して弁当を持参する完全弁当対応とする。
パン停止	パンの提供を停止する	
米飯停止	米飯の提供を停止する	
副食停止	副食の提供を停止する	
アレルゲンを含む献立の喫食停止	アレルゲンを含む献立を停止する。その際、停止する献立の代わりとして一部弁当を持参するか、持参しないかを事前に学校と相談しておく。	

献立の確認について

食物アレルギー献立表（以下、献立表）を用いて、献立・アレルギー対応の確認をします。保護者・学校の双方が確認した献立表に基づいて、児童生徒への給食の提供を行います。献立表の使用方法については、別紙「食物アレルギー献立表の使用法」のとおりです。